

6. 政策評価の取組

農林水産省の政策評価

農林水産省では、国民に対する説明責任を果たし、成果重視の行政を実現するため、政策評価法の規定に加え、農林水産省が策定する基本計画に従い、積極的な政策評価を実施。
評価結果は、基礎データ・第三者からの意見等と併せて公表。

政策評価

① 実績評価

農林水産省が行う行政分野全般にわたる主要施策を対象に、あらかじめ目標を設定し定期的にその目標に対する実績を測定するもの

→ 基本法・基本計画等を踏まえ、政策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいた定量的な目標の設定を行うことを基本

農林水産省の行う政策評価

- 全ての主要な政策について毎年評価

政策評価法の規定

- 主要な行政目的に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに評価（法第6条）

② 事業評価

公共事業、研究開発など個々の事業について、その効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、個々の事業（地区）ごとに事前、期中、完了後に評価・検証するもの

（評価手法）費用対効果分析、チェックリスト等

農林水産省の行う政策評価

- 施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業（事前評価）
- 未了の公共事業について10年を経過した時点、その後は5年ごとに評価（再評価）
- 施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業で、完了後、概ね5年経過後に評価（事後評価）

政策評価法の規定

- 事業費10億円以上の個々の公共事業等（事前評価）（法第9条）
- 5年経過するまでの間に未着手又は10年経過したときに未了の事業（期中評価）（法第7条）

③ 総合評価

様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、「政策」等のまとまりを対象に、時々的重要課題に対応して選択的かつ重点的に実施するもの

農林水産省の行う政策評価

- 時々的重要課題に対応して選択的かつ重点的に実施
（平成15～16年度）
 - ・技術開発の経済的效果
 - ・土地改良事業の効果
- （平成18年度）
 - ・森林整備目標の進捗状況の検証
 - ・資源管理の進捗状況の検証

政策評価法の規定

法律上規定されていない

(参考) 農業農村整備事業における実績評価

国民本位の効率的で質の高い行政の実現を図るため、政策分野毎の実績評価によるマネジメントサイクルを確立し、農業農村整備事業の効率的かつ効果的な政策運営を推進。

Plan (企画) 政策の企画・立案 (政策目標の設定)

H18年度の政策分野・目標の設定 (抜粋)

政策分野	政策目標
農地、農業用水等の整備・保全	基盤整備地区における農地利用集積の増加割合 20ポイント (各年度)
	安定的な用水供給機能及び排水条件を確保※ 9,982km (平成18年度)
	被害の発生するおそれのある農用地の延べ面積 76万ha (平成19年度)
都市との共生・対流等による農村の振興	農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率 52% (平成19年度) 等

※ 各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹水路の機能を確保

パブリックコメント
公表

Action (改善) 評価結果の政策への反映

H18年度評価結果のH20年度予算への反映

- 担い手への農地利用の面的集積の促進
＜農地集積加速化基盤整備事業(新規)＞
- 基幹水利施設のライフサイクルコストの低減
＜ストックマネジメント技術高度化事業(新規)＞

ほか

公表

Do (実施) 政策目標の達成に向けた施策の推進

主な政策手段

- ・ 経営体育成基盤整備事業
- ・ 畑地帯総合整備事業
- ・ かんがい排水事業
- ・ 農業集落排水事業 等

Check (評価) 政策目標に対する達成度を測定・評価

H18年度の評価結果 (抜粋)

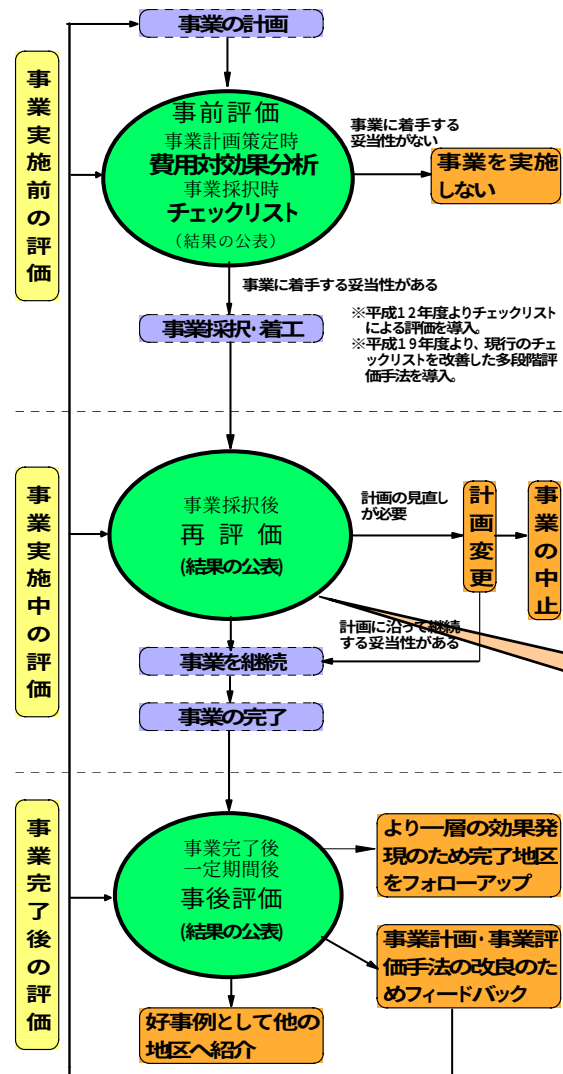
指標名	達成ランク
基盤整備地区における農地利用集積の増加割合	A
安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	A
被害の発生するおそれのある農用地の延べ面積	A
農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率 等	B

公表
(例年7月)

(参考) 農業農村整備事業における事業評価

事業の効率性・透明性の一層の向上を図るため、事業の採択前から完成後に至るまで、事業評価を体系的に実施。

農業農村整備事業における事業評価の流れ



※事前・事後評価は、総事業費10億円以上の事業を対象

○事業評価の体系

- (1) 事業の実施に際して行う、費用対効果分析等による事前評価（昭和24年より実施）
- (2) 事業採択から10年を経過した時点、その後は5年ごとに事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等を評価し、必要に応じて事業を見直す再評価（平成10年より実施）
- (3) 事業完了後概ね5年を経過した事業について、事業効果の発現状況等を評価し、今後の事業のあり方等に適切に対応させるための事後評価（平成12年より実施）

の3つの事業評価を実施。

また、評価結果については、国民が容易に入手できるよう、インターネット等で公表。

平成19年度の評価結果

(事業採択後10年を経過した事業地区を対象)

	現計画に則し 継続	計画変更を 行い継続	中止又 は休止	計
国営事業	6地区	2地区	0地区	8地区
補助事業	114地区	13地区	4地区	131地区

※ 国が行う補助事業の再評価は、補助金交付の方針を定める観点から実施

(参考) 農業農村整備事業における総合評価

平成15～16年度において、ほ場整備事業（担い手育成型）および関連する構造改革の推進施策を主要分析対象とし、必要性、有効性、効率性の3つの観点から総合評価を実施。

本評価により、事業実施が果たしてきた役割等を検証するとともに、今後の基盤整備のあり方を検討。

